

『(仮称) 江南市市民自治によるまちづくり基本条例(素案)』(解説を含む)に関するパブリックコメント結果

- ・意見の募集期間 平成22年10月1日(金)から10月31日(日)まで
- ・意見を提出された方 4名
- ・意見の件数 76件

(注:表中、は削除、【 】は挿入を意味します。)

NO	意見の概要	市の考え方
前文		
1	<p>①少子高齢化による環境条件の変化やグローバル化による産業構造の変化への対応策の一つの動きが「地方分権」という内容が正確でないと思います。地方分権の推進は、国から地方への補助金を交付するための事務を担う国の地方出先機関の職員が多く必要になるなど非効率的であったり、地域の実情に合った有効な施策が推進しにくかったりする現状を変える行政改革としての意味合いが強く、直接的な少子高齢化やグローバル化への対応策というわけではありません。少子高齢化やグローバル化といった国家規模あるいは地球規模の社会問題を取り上げるのはよいと思いますが、少子高齢化やグローバル化と「地方分権」の関係について、説明が不足していると思います。グローバル化の影響として考えられるのは、(1)産業の空洞化が起これば製造業の国外移転などによって地場産業が衰退する。(2)貿易自由化などで海外の安価な農産物や食料品が輸入されるため国内農業が低迷する。などといったことです。そうした問題への対応策として、技術力を活用した付加</p>	<p>前文は、条例制定の基本的な課題を明らかにしたもので、ご指摘のとおり、条例制定後の将来に向かって市民がまちづくりを推進していく宣言でもあります。ただ、具体的な記述は、江南市の歴史認識、条例への思いなどはさまざま、一人ひとりに、“前文”があるともいえます。そのようなことから、江南市自治基本条例検討委員会で検討された素案を尊重していきますが、以下の箇所については、ご意見を参考にさせていただき修正します。なお、条文の修正に伴い、解説も修</p>

NO	意見の概要	市の考え方
	<p>価値の高い工業製品や加工食品の生産、農山村の自然環境を活かしたエコツーリズム等観光産業の振興といった産業政策が考えられます。「地方分権」によって、地域の実情に合った方法で、グローバル化に対応した産業政策が推進できるようになるということが理解できる説明を前文に記述することが必要ですが、そうした記述を前文で行うのは非常に難しいと思います。そうした理由から、他自治体の自治基本条例の前文では、少子高齢化やグローバル化などの国家規模あるいは地球規模の課題について記述する事例が非常に少なくなっています。</p> <p>②一つの文章にいろいろなことが盛り込まれすぎていて大変読みにくく感じます。</p> <p>③「地域の総力を結集する仕組み」というのが、他自治体の自治基本条例では見られない表現です。市民の自主的な参加ではなく、市民の意思に関係なく市民を総動員するというようなイメージを持たれるおそれがあります。市民が自主的に参加し、それぞれの可能な範囲でよりよいまちをつくる取り組みを行っていくのがこれからのまちづくりのあり方です。大げさな表現で、切羽詰った印象を与えるような書き方はしないほうがよいと思います。</p> <p>④主権者が市民であることを自治基本条例で明記することが必要なため、前文で市民が市政の「主権者」であるという記述が必要と思います。市民主権を明確化する自治基本条例の制定が全国各地で広まっていますが、その流れの中に江南市市民自治によるまちづくり基本条例を位置づけていくべきだと思います。</p> <p>⑤素案前文最後の方の「基本的な理念とルールを確認し、」を「基本的な理念と制度を確認し、」に変更したほうが、分かりやすいと思います。</p> <p>⑥素案前文には、条例制定後の将来に向かって市民がまちづくりを推進していく旨の宣言が前文末尾の「私たち江南市民は、～制定します。」部分で記述されていますが、市（議会と執行機</p>	<p>正します。</p> <p>(修正1) 「グローバル化」は経済のことにとどまらないので、「社会のあり方」の前に、「国家や」を入れ、「国家や社会のあり方」に修正。</p> <p>(修正2) 市が市民の信託に応じて責任を果たしていく宣言を加えるため、後段を以下のとおり修正。 「私たち江南市民は、市民一人ひとりが自治の主体であることを自覚し、市民一人ひとりの思いを活かした市民自治によるまちづくりの推進を目指します。また、市は、市民の信託に応じて効果的に市政を運営し、よりよい市政の実現のため、これからも自らの責任を果たしていきます。そのために必要な基本的な理念とルールを確認し、共有するために、「市民自治によるまちづくり基本条例」を制定します。」</p>

NO	意見の概要	市の考え方
	<p>関) が市民の信託に応じて責任を果たしていくことの宣言がありません。「協働」というからには、市民だけではなく市もよりよい市政の実現に向けて努力をしていくことを前文で宣言しなければならないと思います。</p> <p>日本国憲法はその前文で「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者が行使し、その福利は国民がこれを享受する」として、主権者である国民が国政を信託することを明記しています。分権改革により国と対等な関係に位置づけられ、自主的・自立的な自治体政策の実施が求められるようになった現在、議会・市長の市民に対する責任はより大きなものになっており、江南市においても、自主的・自立的な「地方政府」としての自治体運営を推進する必要があります。市民の信託に基づく「地方政府」として宣言するためには、江南市市民自治によるまちづくり基本条例において、日本国憲法前文で国政が国民の信託によると定めているのと同じように、市政が市民の信託によるものであることについて規定する必要があります。</p> <p>以上の考えを踏まえ、前文修正案を次のとおり提案します。</p> <p>「いま、わが国は、少子高齢化、経済のグローバル化などによる環境条件や産業構造の急激な変化に対応するために、社会のあり方についての模索を続けています。そうした中で、地方分権が推進され、わが国の地方自治の一層の発展に向けて大きな転換期を迎えています。</p> <p>江南市では、暮らしに適した自然環境や先人が切り拓いた貴重な郷土の歴史を活かしたうるおいのある市民文化を継承し発展させるために、江南市戦略計画に基づいて、まちづくりの担い手である市民、事業者等及び市が協働の関係を築き、「次世代育成」、「高齢者の生きがいくくり」、「支えあいの福祉」、「男女共同参画」、「多文化共生」などの様々な分野においてまちづ</p>	

NO	意見の概要	市の考え方
	<p>くりを力強く進めています。そして、これからも、市民、事業者等及び市の協働の関係を強化し、より効果的にまちづくりを推進できる仕組みを作っていく必要があります。また、市は、市民の信託に応じて効果的に市政を運営し、よりよい市政の実現のため、これからも自らの責任を果たしていきます。</p> <p>私たち江南市民は、市民一人ひとりが自治の主体、市政の主権者であることを自覚し、市民一人ひとりの思いを活かした市民自治によるまちづくりの推進を目指し、そのために必要な基本的な理念や制度を確認し、共有するために、ここに「江南市市民自治によるまちづくり基本条例」を制定します。」</p>	
第1章 総則		
第1条 目的		
2	<p>※分かりやすい文章に変更</p> <p>この条例は、江南市【本市】における市民自治によるまちづくりに関する基本原則や【を示すとともに】、市民の権利及び責務、【並びに】議会及び市長等の役割や【及び】責務を将来にわたって明らかにするとともにし、市政運営のあり方を規定し【諸原則を定めることにより】、地方自治をより身近なものとし、もって自立した地域社会を実現【の確立を図る】することを目的とします。</p>	<p>《現行どおり》</p> <p>素案の記述で目的はわかると考えます。</p>
3	<p>第1条には、目的が記載されていますが、解説を読んで初めてまちづくりのことを示していること分かります。そうであれば、第1条の解説をそのまま条文にした方が分かりやすいと思います。</p> <p>(修正例)</p>	

NO	意見の概要	市の考え方
	<p>「この条例は、江南市の市民自治によるまちづくりに関する基本原則と、まちづくりに関する市民の権利や責務、議会及び議員の役割や責務、市長やその他の執行機関及び市職員の責務、まちづくりに関する市政運営のあり方を規定することにより、自立した地域社会を実現することを目的とします。」</p>	
4	<p>「地方自治をより身近なものとし、もって自立した地域社会を実現することを目的とします。」という部分について、この条例の目的を十分に表していないと思います。「地方自治をより身近なものとする」のはこの条例の目的とするほどには重要ではありませんし、「自立した地域社会」というのも分かりにくいと思います。解説でもこれらのことの重要さが詳しく記述されていません。もっと分かりやすく、条例の趣旨を明らかにするため、「市民自治によるまちづくりの推進を図ることを目的とします。」に修正してはいかがでしょうか。</p> <p>この条文を全体的に、次のように修正することを提案します。</p> <p>「この条例は、江南市における市民自治によるまちづくりの基本原則及び市民の権利を明らかにするとともに、市民、事業者等、議会及び市長等の責務並びに市政運営のあり方を定めることにより、市民自治によるまちづくりの推進を図ることを目的とします。」</p>	
<p>第2条 条例の位置づけ</p>		
5	<p>第2条と第3条を入れ替える。</p>	<p>《現行どおり》 条例をつくる上で問題はありません。</p>

NO	意見の概要	市の考え方
6	<p>※分かりやすい文章に変更</p> <p>この条例は、本市の市民自治によるまちづくりに関する最も基本的な意思の表明であり、その趣旨は【市は、他の条例、規則及び規程を制定し、改正し、又は廃止しようとする場合は、この条例の趣旨を】最大限尊重【し、適合】されなければなりません。</p>	<p>《現行どおり》</p> <p>素案の記述で条例の位置づけはわかると考えます。</p>
7	<p>①他自治体の自治基本条例・まちづくり基本条例の多くは、「最高規範」と位置づけられており、「最高規範」としなければ、自治基本条例とは認められないという専門家もいるため、「本市の市民自治によるまちづくりに関する最も基本的な意思の表明であり」の部分は「本市の最高規範であり」とすべきだと思います。</p> <p>②「その趣旨は最大限尊重されなければなりません。」という部分は、ごく当たり前のことであり、条例の趣旨を最大限尊重しなければならないのは、環境基本条例などの他の条例も同じです。他の条例との違いが分かるような規定にする必要があるため、「その趣旨は最大限尊重されなければなりません。」の部分「他の条例、規則等の制定及び改廃に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、整合性を図るものとします。」に修正すべきだと思います。</p> <p>③「まちづくりに関する最も基本的な意思の表明であり」という表現は、一宮市以外の自治体の自治基本条例・まちづくり基本条例では見られないものです。「江南市市民自治によるまちづくり基本条例」は、意思を表明するだけにとどまるものではなく、理念だけではなく、基本的な制度など、ある程度具体的な事項についても定める内容になっているので、「意思の表明」という表現が適切であるかどうか疑問に思います。</p> <p>以上の考えを踏まえ、修正案を次のとおり提案します。</p> <p>修正案① 「この条例は、本市の最高規範であり、他の条例、規則等の制定及び改廃に当たっては、この条例の趣旨を最大限尊重し、整合性を図るものとします。」</p>	<p>《現行どおり》</p> <p>他の自治体は、それぞれの考えで策定されていると思いますが、今は、他がどうだからということだけでなく、江南市がどう考えるのが大切な時代になっています。「最高規範」については、江南市自治基本条例検討委員会でも、ご指摘と同じような意見がありました。また、「意思の表明」という表現が不適切であるという明確な理由も見当たらず、同委員会の提案を尊重し、現行どおりとします。</p>

NO	意見の概要	市の考え方
	修正案② 「この条例は、本市の市民自治によるまちづくりに関する最も基本的な事項を定める条例であり、他の条例、規則等の制定及び改廃に当たっては、この条例の趣旨を最大限尊重し、整合性を図るものとします。」	
第3条 定義		
(5)	第2条と第3条を入れ替える。(再掲)	《現行どおり》 条例をつくる上で問題はありません。(再掲)
(1) 市民 (2) 事業者等		
8	市内に在住、在勤若しくは在学する人【者】、また【又は】市内で公益的活動を行う人【者】(団体、組織を含む)をいいます。	素案では、事業者等の役割等を市民のそれとは別に規定しているため、定義も別にします。
9	市民 i. 市内に在住、在勤若しくは在学する人、又は市内で公益的活動を行う人(団体、組織を含む)をいいます。 ii. 市内で事業を営む法人等をいいます。	
10	(1) 市民 ① (団体、組織を含む) というような形で付けたしを行う条文は、あまり見られない書き方で、見栄えが良くないと思いますので、修正するべきだと思います。本来であれば、第1号は、「市内に在住し、在勤し、在学し、若しくは公益的活動を行う個人又は公益的活動を行う法人その他の団体をいいます。」となると思います。	「市民」に含まれる「公益的活動を行う団体、組織」を認定するのは非常に難しいとのご意見を参考にさせていただき、「市民」の定義を修正します。なお、条文の修正に伴い、解説も修正します。

NO	意見の概要	市の考え方
	<p>②在住、在勤、在学若しくは公益的活動等を行う個人を「市民」とするのが、一般的であり、分かりやすいと思います。他自治体の自治基本条例では、公益的活動を行う法人その他の団体は、第2号の事業者等に含まれるのが一般的です。</p> <p>③第11条第1項で「市民及び事業者等は、まちづくり組織が行う、まちづくりのための活動に自主的に参加するよう努めます。」と規定されていますが、「市民」の中に「まちづくり組織」も含まれると考えられますので、奇妙なことになります。「まちづくり組織は、まちづくり組織自らが行う、まちづくりのための活動に自主的に参加するよう努めます。」ということになってしまいます。市民の範囲を広げると、後の条文作成が難しくなってしまいます。</p> <p>次のとおり修正するべきだと思います。</p> <p>修正案①(まちづくりを「公共的活動」に限定する定義を行った場合)</p> <p>市内に在住し、在勤し、在学し、又はまちづくりを行う個人をいいます。</p> <p>修正案②</p> <p>市内に在住し、在勤し、在学し、又は公益的活動を行う個人をいいます。</p>	<p>(1) 市民</p> <p>市内に在住し、在勤し、在学し、又は市内で公益的活動を行う個人をいいます。</p>
11	<p>解説文では、公益的活動を行う団体、組織として NPO や区・町内会を主に想定していると記述されていますが、条文では、「公益的活動を行う団体、組織」と漠然と記述されており、問題があると思います。次のような疑問が生じますので、考え直したほうがよいと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益的活動を行うことを主たる目的とする団体ではなくても「市民」なのか ・営利を目的としている企業でも公益的活動を少しでも行っていれば、「市民」なのか ・時々、事務所や店舗の周辺の公道のごみ拾いをする営利企業は「市民」に含まれるのか。 ・公益的な活動を行っているが、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動や政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とす 	

NO	意見の概要	市の考え方
	<p>る活動を行うことを主たる目的としている団体は、「市民」なのか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域協働研究所などの公益的活動を行っている学校法人の愛知江南短期大学は「市民」に含まれるのか。 <p>「市民」に含まれる「公益的活動を行う団体、組織」を認定するのは非常に難しく、条例運用上の問題が生じると思いますので、「市民」は、「市内に在住し、在勤し、在学し、又は公益的活動を行う個人」に限り、「公益的活動を行う団体、組織」は、第2号の「事業者等」に位置づけるのが適正だと思います。</p> <p>どうしても、「市民」の中に「公益的活動を行う団体、組織」を含ませたい場合は、第6号の「まちづくり組織」に限定するような条文に修正するという対応を考えるべきです。</p> <p>その場合の条文は、次のとおりになります。</p> <p>「市内に在住し、在勤し、在学し、若しくは公益的活動を行う個人又は第6号に規定するまちづくり組織をいいます。」</p> <p>※この場合において、まちづくり組織の定義に、営利、宗教、政治を目的とする活動を行う団体が含まれないことを示す必要があるため、「一定の～組織をいいます。」の後に次の文を追加する必要があります。</p> <p>ただし、次に掲げる活動を行う団体を除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 営利を目的とする活動 イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動 ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動 エ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいいます。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含みます。)若しくは公職にあるもの 	

NO	意見の概要	市の考え方
	<p>又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする活動 また、「まちづくり組織」を定義しない場合は、次のとおり修正する必要があります。 市内に在住し、在勤し、在学し、若しくは公益的活動を行う個人又は公益的活動を行う法人その他の団体(ただし、次のアからエに掲げる活動を行うものを除きます。)をいいます。</p> <p>ア 営利を目的とする活動 イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動 ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動 エ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいいます。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含みます。)若しくは公職にあるもの又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする活動</p>	
12	<p>(2) 事業者等</p> <p>解説文「第2号「事業者等」について」の部分では、「事業者等」に「主に経済活動としての事業を行う個人」、「営利を目的とする活動を行う個人」が含まれるとされ、さらに「前号の公益的活動を行う組織及び個人とは区分しています」と記述し、第3条1項の「市民」には、経済活動や営利を目的とする活動を行う個人は含まれないとされています。公務員は「市民」、民間企業で勤務する人や自営業者の個人は「事業者等」ということになりますが、それでよいのでしょうか。</p> <p>解説文「第1号「市民」について」では、「市内の事業所に勤務する人」を「市民」に含まれるとしています。「市内の事業所に勤務する人」の大半は、民間企業で勤務しており、「経済活動としての事業を行う個人」、「営利を目的とする活動を行う個人」に当たりますので、第2号に関する解説文と矛盾が生じます。</p>	<p>解説でいう「個人」は、「民間企業で勤務する人」をいうのではなく、“個人営業”されている方を想定していますので、第1号とは矛盾しません。</p> <p>なお、「市民」の定義の修正に伴い、関連する解説を修正します。</p>

NO	意見の概要	市の考え方
	<p>このように、素案では、「市民」と「事業者等」の定義を非常に分かりにくく、複雑で、矛盾のある形で行っていると思います。</p> <p>「市民」を「市内に在住し、在勤し、在学し、又はまちづくりを行う個人」又は「市内に在住し、在勤し、在学し、又は公益的活動を行う個人」と定義し、「事業者等」を「市内で、まちづくり又は事業活動を行う団体」又は「市内で、公益的活動又は事業活動を行う団体」と定義するのが、矛盾がなく、分かりやすいと思います。</p> <p>次のとおり修正することを提案します。</p> <p>修正案①(まちづくりを「公共的活動」に限定する定義を行った場合)</p> <p>市内でまちづくり又は事業活動を行う団体をいいます。</p> <p>修正案②</p> <p>市内で公益的活動又は事業活動を行う団体をいいます。</p>	
(3) 市		
13	<p>第 25 条(国や他の自治体との連携)で、「自治体」という用語を使っているのに、市の定義では「地方公共団体」という用語を使っており、一致していないので分かりにくいと思います。他自治体の自治基本条例でも、「自治体」という用語が頻繁に使われています。「議会及び執行機関で構成する地方公共団体をいいます。」の「地方公共団体」を「地方自治体」に修正して、「議会及び執行機関で構成する地方自治体をいいます。」とするか、「地方公共団体」と「地方自治体」の両方とも使わず、「議会及び執行機関をいいます。」と修正するべきだと思います。</p> <p>「地方分権」、「地域主権」の時代であり、中央集権的な行政システムを改め、地方自治を確立するために、全国各地の自治体で自治基本条例が制定されているという現状や「自治立法権」を</p>	<p>《現行どおり》</p> <p>「地方公共団体」という用語は憲法を始め法律で使用されていますので、「地方公共団体」に統一します。(「市」の定義は現行どおりとします。)</p>

NO	意見の概要	市の考え方
	<p>活用して、地域の特色を活かした条例を制定しなければならないというこれからの自治体の役割を考えると、「国から認められた団体というイメージ」を持つ「地方公共団体」という言葉は、「市民自治によるまちづくり基本条例」では使うべきではないと思います。自治基本条例で「地方自治体」という言葉を使うことは、他自治体の基本条例でも頻繁に使われており、自治体法務の観点からも特には問題ないと考えられます。</p>	
(4) 執行機関		
14	<p>解説文にあるように、地方自治法第180条の5に市長を除く「執行機関」として列記されている行政委員会等の他に「消防長」を加えるという場合は、「執行機関」という言葉を使うのではなく、「執行機関等」とするべきだと思います。そうしないと混乱が生じるおそれがあります。</p> <p>また、「執行機関」という用語は、市民にあまりなじみがないため、市長その他の執行機関や消防長をまとめた言葉を「市長等」と表現したほうが分かりやすいと思います。</p> <p>以上のことを踏まえて次のとおり修正を提案します。</p> <p>修正案①</p> <p>(4) 執行機関等</p> <p>教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいいます。</p> <p>修正案②</p> <p>(4) 市長等</p> <p>市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいいます。</p>	<p>「消防長」は、地方自治法第180条の5では「執行機関」として列記されていないので「執行機関等」に修正します。なお、条文の修正に伴い、解説も修正します。</p> <p>(全文にわたり、必要に応じ、「執行機関」を「執行機関等」に修正します。)</p>

NO	意見の概要	市の考え方
	<p>修正案③</p> <p>(4) 執行機関等 教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいいます。</p> <p>(5) 市長等 市長及び執行機関等をいいます。</p>	
(5) まちづくり		
15	<p>「地域課題の解決や地域の価値を創造するなど、地域を活気のある明るく住みよくするための取り組みや事業」は、市政や民間の非営利活動などの「公共的活動」に限られず、営利を目的とした経済活動や公益的な側面を持った営利企業活動（コミュニティビジネス等）も含まれると解釈できます。地域の特産品を開発するなどの地域経済を活性化させるような民間の経済活動も「まちづくり」に含まれるとなると、条例の運用上、課題が生じると思います。第5条、第6条、第11条、第12条、第18条、第20条における「まちづくり」には、民間の経済活動は含まれず、公共的活動を意味するものではないかと思います。まちづくりを公共的活動に限定する必要があると思います。</p> <p>また、「活気のある明るい」地域づくりのためのまちづくりという場合、産業振興や生涯学習分野の公共的活動が当てはまりますが、社会福祉や公共サービスの分野などの公共的活動とは少し異なると思いますので、「活気のある明るく」の部分を削除してもよいと思います。さらに、（市政を含む）というような形で付けたしを行う条文は、あまり見られない書き方で、見栄えがよくないと思います。</p>	<p>「取り組みや事業」を「公益的な活動」に修正し、全体の文章を整理するため修正します。なお、条文の修正に伴い、解説も修正します。</p> <p>(5) まちづくり 地域課題の解決や地域の価値の創造など、地域を活気があり、明るく住みよいものとするための公益的な活動（市政を含む。）をいいます。</p>

NO	意見の概要	市の考え方
	<p>次のとおり修正案を提案します。</p> <p>「地域の課題を解決し、地域の価値を創造するなど、住みよい地域をつくるための公共的な活動をいいます。」</p>	
(6) まちづくり組織		
16	<p>「一定の地縁に基づいて組織されている団体」の部分なく地方自治法第 260 条の 2 の規定に基づく地縁による団体」又は地方自治法第 260 条の 2 の規定に基づく認可地縁団体」に修正する必要があります。「地縁による団体」という用語は、市民になじみがなく、「一定の地域内の地縁に基づいて設置されている団体」という定義ではあいまいなため、「〇〇神社奉賛会」、「〇〇神社氏子総代会」、「〇〇寺檀家会」、「〇〇区婦人会」、「〇〇区老人クラブ」なども含まれると解釈されてしまいます。そうすると、第 12 条(地域の自治力の向上)の規定が成り立たなくなります。</p>	<p>「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」といいます。）第 260 条の 2 の規定に基づく地縁による団体」に修正します。</p>
17	<p>地縁による団体や NPO の行う公共的活動に対する行政の支援を規定する場合に、「団体」に対する支援という形で規定する場合、その団体の政治・宗教・営利を目的とした活動との関係を考慮する必要があります。条文の作成が非常に難しくなります。市民活動推進条例を定める自治体が近年増加していますが、それらの条例では、「団体」に対する行政の支援ではなく、「公益的活動」に対する行政の支援という形で規定しています。政治・宗教・営利を目的とした活動を行う「団体」を支援するという場合は自治体と団体との関係が問題となりますが、営利企業や宗教団体が行う政治・宗教・営利を目的としない「公益的活動」に対する行政の支援という場合は問題が生じないためです。</p> <p>わざわざ「まちづくり組織」という用語を定義して「団体」に対する行政の支援を規定しなくて</p>	<p>《現行どおり》</p> <p>ご指摘のように 5 号と 6 号を整理する方法も可能ですが、素案を修正しなければならないほどの理由は見当たらず、江南市自治基本条例検討委員会で検討された素案を尊重していきます。</p>

NO	意見の概要	市の考え方
	も、「まちづくり」に対する行政の支援と規定すればよく、そうすれば、簡潔で分かりやすい条文が作成できます。	
		「市民」の定義を修正したことに伴い、関連部分の解説を修正します。
(7) 市政		
18	<p>「行政の運営及び議会の活動」という部分について、「議会」を先に記述するのが、一般的なため「議会の活動及び行政の運営」と修正することが考えられます。さらに、「議会の活動及び行政の運営」を「議会及び執行機関の活動」と修正したほうが分かりやすいと思います。また、まちづくりの一部が「市政」であることを分かりやすく示す必要があると思いますので、「まちづくりのうち、」という部分を追加するべきだと思います。</p> <p>次のとおり修正案を提案します。</p> <p>修正案① 「まちづくりのうち、議会及び執行機関の活動をいいます。」</p> <p>修正案②（第4号の「執行機関」を「市長等」に修正した場合） 「まちづくりのうち、議会及び市長等の活動をいいます。」</p>	ご意見を参考にさせていただき、「まちづくりのうち、議会及び執行機関等の活動をいいます」に修正します。なお、条文の修正に伴い、解説も修正します。
(8) 市民参加		
19	第8号「市民参加」の定義と、第10号「市民自治の定義」の定義がよく似ているように思います。「市民参加」の定義で、「立案、実施、評価のそれぞれの過程から」という言葉が入るとい程度の違いしかありません。他自治体の自治基本条例では、「市民参加」という用語は、「まちづくりへの市民の参加」という意味ではなく、「市政への市民の参加」という意味で使われていま	執行機関等の施策ばかりでなく、広くまちづくりの立案段階からの参加を明確にするため修正します。なお、第8号はまちづくりに関する立案等へ、それぞれの過程において

NO	意見の概要	市の考え方
	<p>す。江南市市民自治によるまちづくり基本条例でも「市政への市民の参加」という意味の言葉として定義して、「市民自治」との違いを明確にするべきだと思います。</p> <p>次のように修正することを提案します。</p> <p>(8) 市民参加</p> <p>市民が、政策の立案、実施及び評価の各過程において、意見を述べ、提案するなど様々な方法で市政に自主的に加わり行動することをいいます。</p>	<p>加わり、行動することを定義しているのに対し、第10号はまちづくりを“市民自治“という原動力で推進しようとすることを定義したもので、異なるものです。</p> <p>(8) 市民参加</p> <p>市民が、まちづくりの立案、実施及び評価の、それぞれの過程において、自主的に加わり行動することをいいます。</p>
(9) 協働		
20	<p>市民、事業者等及び【と】市が、それぞれの立場や特性をお互いに尊重した上で、それぞれの役割と責務を【自覚】【理解】し、対等な立場で目的遂行に向けて協力することをいいます。</p>	<p>《現行どおり》</p> <p>前段は、NO9の考え方により現行どおりとします。後段も「自覚」で問題ありません。</p>
21	<p>「目的遂行」という表現が少し硬いように思いますので、「目的の実現」に修正すべきだと思います。</p>	<p>《現行どおり》</p> <p>表現が硬いか、柔らかいかはそれぞれの受けとめ方によるところが大きいと思いますので、現行どおりとします。</p>
(10) 市民自治		
	(意見はありませんでした。)	

NO	意見の概要	市の考え方
第2章 市民自治によるまちづくりの基本原則		
22	<p>第4条、第5条、第6条をまとめて、第4条として、第1章の総則に入れることを提案します。そうしたほうが、分かりやすいと思います。第1章第4条として次のとおり修正を提案します。</p> <p>(市民自治によるまちづくりの基本原則)</p> <p>第4条 市民、事業者等及び市は、次に掲げる基本原則に基づき、市民自治によるまちづくりを推進するものとします。</p> <p>(1) 情報共有の原則 まちづくりに関する情報を共有すること。</p> <p>(2) 市民参加の原則 市民参加のもとに市政運営が行われること。</p> <p>(3) 協働の原則 協働してまちづくりを行うこと。</p>	<p>基本原則を条ごとに規定しても、条例をつくる上で問題はありません。</p> <p>ただし、よりわかりやすくするため、第2章の説明文中の「(市民自治によるまちづくり)」は削除します。</p>
第4条 市民自治の原則		
23	<p>「市民自治によるまちづくり基本条例」で「市民自治によるまちづくりの基本原則」を規定する場合に、「市民自治の原則」というのは、奇妙に感じます。「市民自治によるまちづくり」と「まちづくりが市民自治のもとに行われる」は同じ意味であり、「市民自治によるまちづくり」が「市民自治のもとに行われる」のは、あまりにも当然のことです。</p> <p>次のとおり「市民参加の原則」に変更してはいかがでしょうか。</p> <p>「市民参加のもとに市政運営が行われるものとします。」</p>	<p>《現行どおり》</p> <p>「あまりにも当然のこと」かもしれませんが、大切な部分でもあり、江南市自治基本条例検討委員会が提案された素案を尊重し、現行どおりとします。</p>
第5条 協働の原則		
24	<p>市民、事業者等及び市は協働し、市民自治によるまちづくりを推進します。</p>	<p>NO9の考え方により現行どおりとします。また、解説中の「市民」、「議会」及び「執</p>

NO	意見の概要	市の考え方
	<p>〈解説〉</p> <p>※市民と執行機関の順では？</p> <p>市民自治によるまちづくりを推進していくために、市民と議会、執行機関【及び執行機関並びに議会】とが協働することを原則として定めています。</p>	<p>行機関」の並び方は、素案で問題ありません。</p> <p>ただし、第4条でまちづくりは、市民自治のもとに行われることが、原則として規定されていますので、反復を避ける意味から、説明文、条文及び解説中の「市民自治による」を削除します。</p>
<p>第6条 平等の原則</p>		
25	<p>「市民は、まちづくりに、年齢、性別、国籍などにかかわらず、平等に参加する権利を有します。」という条文は、「市民の権利」を定める条文ですので、通常であれば、第8条（市民の権利）で規定するものです。「まちづくりは、年齢、性別、国籍などにかかわらず、平等に参加する権利を有する市民によって行われるものとします。」と修正すれば、何とか問題を解消できますが、第8条（市民の権利）で規定するのが自然な形であり、適切だと思います。</p>	<p>「市民は、まちづくりに、年齢、性別、国籍等にかかわらず、平等に参加できるものとします。」に修正します。なお、条文の修正に伴い、解説も修正します。</p>
<p>第7条 情報共有の原則</p>		
26	<p>市民、事業者等及び市は、まちづくりに関する情報を共有します。</p> <p>〈解説〉</p> <p>市民、事業者等、議会、執行機関</p>	<p>《現行どおり》</p> <p>NO9の考え方により現行どおりとします。</p>

NO	意見の概要	市の考え方
第3章 市民、事業者等の権利・責務 第8条 市民の権利		
27	<p>①市民の権利として、「執行機関が行う」政策の形成等の過程に参加する権利が定められていますが、なぜ「執行機関が行う」として、議会活動への市民参加を除外したのか疑問があります。市政の最も基本的な事項を定める条例である「市民自治によるまちづくり基本条例」では、議会活動を含む市政全般に参加する市民の権利を規定し、その内容を具体化する個別の事項を定める「議会基本条例」で議会活動への市民参加を具体的に定めるとするのが本来のあり方です。</p> <p>②市民に、「まちづくりを行う権利」と市政への「市民参加を行う権利」がありますが、これは、「権利」であって、参加しないことを理由に市民が不利益な扱いを受けないことがないという趣旨の事を定める自治基本条例の事例が多くあります。生活が苦しい方や介護が必要な家族がいる方など、まちづくりに参加したくてもできない市民も多いため、市民に対し、まちづくりへの参加を強制しないということを分かりやすい形で示す必要があります。</p> <p>③他自治体の自治基本条例では、市民の市政に関する情報を知る権利について規定する事例が多くあります。市民自治によるまちづくり基本条例においても、市政に関する情報の公開について定められていますが、その根拠となる規定として、市民の市政に関する情報を知る権利の規定が必要だと思えます。</p> <p>以上の考えを踏まえ、修正案を次のとおり提案します。(ただし、まちづくりを「地域の課題</p>	<p>①「政策の形成、執行及び評価」のうち、「執行」については、議会には行っていませんので、ここでの規定からははずれることになります。なお、議会に係る必要な事項は、第15条で別に条例で定めるとしていません。</p> <p>②江南市自治基本条例検討委員会でも、「生活が苦しい方や介護が必要な家族がいる方など、まちづくりに参加したくてもできない市民も多い」ことについては、議論されており、決して参加を強制するものでないことから、第11条第1項では、市民のまちづくり活動への参加について、「参加するよう努めます」としました。</p> <p>③第7条、情報共有の原則で規定されているとおりです。</p>

NO	意見の概要	市の考え方
	<p>を解決し、地域の価値を創造するなど、住みよい地域をつくるための公共的な活動をいいます。」と、市民参加を「市民が、政策の立案、実施及び評価の各過程において、意見を述べ、提案するなど様々な方法で市政に自主的に加わり行動することをいいます。」と定義した場合) (市民の権利) 第8条 市民は、まちづくり及び市民参加を行う権利を有します。 2 市民は、まちづくり及び市民参加を行わないことによって、不利益な扱いを受けません。 3 市民は、まちづくりに年齢、性別、国籍などにかかわらず、平等に参加する権利を有します。 4 市民は、市政に関する情報を知る権利を有します。</p>	<p>ご意見のあった部分については、上記のとおり現行どおりとしますが、条文をよりわかりやすくするため、次のように修正します。 第8条 市民は、自らまちづくりを行う権利を有するとともに、執行機関等が行う政策の形成、執行及び評価の過程に参加し、自らの意思を表明する権利を有します。</p>
第9条 市民の責務		
28	<p>「自らの発言と行動に責任を持つ」のは、市民が、一般社会人として市民生活を行ううえで当然の道徳的な責任ですが、それを条例という法令で規定する必要はないと思います。自らの発言と行動に責任を持たず、一般社会人として市民生活を行ううえで当然の道徳的な責任を果たせない市民が多いという現状でもありません。第11条で「市民及び事業者等は、まちづくりに自主的に参加するよう努めるものとします。」と規定すれば、それで十分だと思います。</p>	<p>「市民が、一般社会人として市民生活を行ううえで当然」とのご意見ですが、当然であっても、なお大切な責務であることから条例で規定します。</p>
29	<p>※文章を分かりやすい表現に 責任を持つ責務を有します【たなければなりません】。</p>	<p>「責任を持つ責務を有します」を「責任を持つものとします」に修正します。</p>
30	<p>文末の「責務を有します。」という表現は、他の条例では見られません。一般的には、「責任を</p>	

NO	意見の概要	市の考え方
	持つものとしします。」となります。第8条の「権利を有します」に対比して、「責務を有します」としたのかもしれませんが、一般的な書き方のほうがよいと思います。	
第10条 事業者等の役割		
31	※事業者を市民に含めたため条文削除	NO9の考え方により現行どおりとします。
32	「地域社会の一員としての責任」というのは分かりにくいと思います。第11条で「市民及び事業者等は、まちづくりに自主的に参加するよう努めるものとしします。」と規定すれば、それで十分だと思います。	「地域社会の一員としての責任」という表現を分かりにくいとは考えていません。
		「事業者等」に「公益的活動を行う組織」を含めるとしたため、より適切な表現を考え、「まちづくりに寄与するものとしします」を「まちづくりを推進する役割を持ちます」に修正します。なお、条文の修正に伴い、解説も修正します。
第4章 協働によるまちづくりの推進		
第11条 市民及び事業者等のまちづくり組織の活動への参加		
33	第1項 市民及び事業者等は、まちづくり組織が行う、まちづくりの[ための]活動に、自主的に参加するよう努めます。	前段は、NO9の考え方により現行どおりとします。後段は、「まちづくり組織」の定義を残しますので削除しません。
34	第1項 修正案 市民及び事業者等は、[まちづくり組織が行う]、まちづくりに自主的に参加するよう努めるもの	

NO	意見の概要	市の考え方
	とします。	
35	第2項 修正案 市民及び事業者等は交流しながら、相互に助け合うとともに、地域課題の解決などに向けて協力し行動します。	NO9の考え方により現行どおりとします。
36	第2項は、市民と事業者との交流を意図しているか。あるいは市民とまちづくり組織との交流なのか分からない。	市民と事業者等との交流を意図したものです。
37	第2項の内容は、第5条(協働の原則)の内容で十分に規定されるため、不要と思います。素案では、「市民、事業者等、市」の協働の規定が第5条で、「市民、事業者」の協働の規定が第11条第2項となっていますが、二重に規定する必要はないと思います。	ここでは、第5条の規定とは別に、「市民及び事業者等」間の協働を特に規定したものです。
		<p>「市民」の定義を修正したことに伴い、市民、事業者等、まちづくり組織の関係をわかりやすくすることを考え、見出し、第1項及び第2項を修正します。なお、条文の修正に伴い、解説も修正します。</p> <p>(市民及び事業者等のまちづくりへの参加)</p> <p>第11条 市民及びまちづくり組織を除く事業者等(以下「市民等」といいます。)は、まちづくり組織の活動に、自主的に参加するよう努めます。</p>

NO	意見の概要	市の考え方
		2 前項の規定による参加をする者は、交流しながら、相互に助け合うとともに、地域課題の解決などに向けて協力し行動します。
第12条 地域の自治力の向上		
38	※文章を分かりやすい表現に 解決のための決定を \square 【行い】、まちづくりの活動 \square が行われるよう、自治力の向上に努めます。	「自治力の向上」を期待する規定であり、この部分はずすと、この条文自体の趣旨が失われます。
39	①区・町内会には、民主的な運営や充実した活動を行っている事例も多いのですが、問題を抱えている事例も多くあります。全国的に、地縁による団体が抱える問題として、役員の会費横領などの会計の不正の問題があります。近年になって、地方自治法で規定された地域自治区や地域自治区の制度によらないコミュニティ協議会等(伊賀市の住民自治協議会、宗像市のコミュニティ運営協議会など)といった区・町内会よりも公共性、代表性の高い団体が地域の自治を担う事例も全国的に増えています。そうしたことから、これからの地域自治のあり方を考えると、広報配布等の市からの委託事業や防犯、防災、環境衛生等の公共的活動については、公共性、代表性の高い地域自治区等が主に担い、区・町内会の活動は、地域の祭りや伝統行事、スポーツなどのレクリエーション等の親睦活動が中心になっていくのではないかと思います。 ②「地域自身でできることは」という部分は、「地縁による団体自身ができることは」又は「地域内の住民自身でできることは」としたほうが、意味の通る文章になると思います。	地縁による団体(区・町内会)には、参加する住民の意見を整理して集約し、地域としての物事の決定をしてから、まちづくりの活動につなげていくという、地域自身の自治力の向上を期待しています。 また、市へのご意見などを、区・町内会の窓口に絞ってしまう考え方はまったくありません。しかし、地域の課題と事情を一番承知されているのは、そこに住んでいる住民であり、町内会であり、区であると認識しています。 ご意見を参考にさせていただき修正しま

NO	意見の概要	市の考え方
	<p>③地縁による団体が、「意見の集約を図り、解決のための決定」をするという部分は、区・町内会が地域の意見をまとめて、行政に取り次ぐということを想定しているのだと思いますが、市民個人の提案・要望に対しても行政が誠実に対応することが必要とされる現状に合わなくなっている側面もあると思います。行政に対する提案・要望は、市民個人が、直接、行政に持っていくのではなく、まず、区・町内会に提案して、そこで承認された上で持ってくるようになって、市民の提案・要望をはねつけるような市職員も最近は少なくなっており、全国的には、そうした市民への対応は問題とされています。この条文を根拠にして、まちづくりに関心を持った市民で組織されたグループが市政に対する提案を行った場合に、地域の問題は区・町内会というある程度の代表制を持った団体を通して出すようにと言って受け付けないという誤った対応が為されるようになるのではないかという懸念があります。</p> <p>④「地縁による団体」に関する規定を持つ自治基本条例は非常に少なく、一宮市自治基本条例以外にはないという状況です。「地縁による団体」に関する規定は必要ないのではないかと思います。</p> <p>以上の意見を踏まえて、次のとおり修正することを提案します。</p> <p>(地縁による団体の責務)</p> <p>第 12 条 地方自治法第 260 条の 2 の規定に基づく地縁による団体は、住民の自主的な参加のもとに地域課題の解決を図る活動を行うなど、まちづくりを推進することにより、自治力の向上に努めるものとします。</p>	<p>す。</p> <p>「地縁による団体は、住民の自主的な参加のもとに、地域課題の解決を図るなど、まちづくりを推進することにより、自治力の向上に努めます。」</p>

NO	意見の概要	市の考え方
40	<p>この条文の意味するところは、現状では地縁団体、または個人がその地域の市議会議員を通じて、市行政にお願いすることが、最も早く解決する手段であると、一般市民は思っており、そしてまた、市行政側も地縁団体、個人からの直接の要請は、その地域の市議会議員の立場に配慮してか、ドブ板的問題に対しても市議会議員を通じてしか解決しない傾向があると感じている。第12条は、そのことを是正するものであるか如何か。つまり、いわゆるドブ板的問題の解決などは、地縁団体が住民の自主的意見の集約を図り、市行政に直接連絡して、素早く対応できる仕組みになることを意味しているのか確かめたい。そうであれば、今まで市長を始め一部の市議会議員が、地域の市議会議員を通じて要請しないと、市行政の対応も立ち遅れがちで、問題解決が難しいから、地域選出の市議会議員を極力通ずるようにとか、また市議会議員のいない地域は、地域のドブ板的問題の解決さえも遅れる場合が多いなどと公言してはばからないと聞いて、日頃から憤懣やる方ない気持ちでおります。だからこそ、ドブ板議員というありがたくない呼び方をされても仕方がない議員が、江南市では大手を振っていると一般市民は思っているのが現実です。したがって、第12条によって今後期待できることは、地域のドブ板的問題の処理は、地縁団体代表よって集約して行政側に直接伝えれば、素早く解決できる仕組みであり、江南市では画期的なものと考えてよいのか如何か、確かめたい。そうであれば、前述の発言をしている市長、市議会議員こそ、市民に理解を求める前に、この条例の意味する趣旨を真摯に受け止め、まずみずから反省すべきだと思う。むしろ市長、市議会議員の意識改革こそ先決だと思うし、今後、市議会議員はドブ板的問題については、地縁団体代表と市行政側の直接の話し合いに任せることが真のねらいであると説明すべきである。</p>	<p>地域が抱える課題は、全市的に取り組まなければならないことから、ごく身近なものまでありますが、特に身近な課題やその地域独特の課題への認識については、行政よりもその地域の方々や区・町内会組織の方が、はるかに上回っています。地域内の市民の方々の自主的な参加のもとに、意見が集約され、実際に活動が始まり、課題が解決される、その力がまさに“自治力”と考え、期待をしております。</p>

NO	意見の概要	市の考え方
第 13 条 まちづくり組織の運営		
41	※文章を分かりやすい表現に 市民に開かれた【組織】運営に努めることとし、	前段は、「組織」がなくとも、文脈から十分「組織運営」と読み取れます。後段も、「開かれた運営」を強調しています。
42	修正案 「まちづくりを行う団体は、市民に開かれた運営に努めるものとし、必要に応じて他団体と協働して、地域課題の解決を図るものとします。」	わかりやすい表現を考え、修正します。なお、条文の修正に伴い、解説も修正します。 「まちづくり組織は、誰もが参加しやすい運営に努めることとし、必要に応じて他組織と協働しながら、課題解決を図ります。」
第 14 条 まちづくり組織への執行機関の支援		
43	※文章を分かりやすい表現に 第 1 項 執行機関は、まちづくり組織への市民参加の機会を積極的に設け【増大するよう努め】なければなりません。	ご意見でも素案と同じ内容になります。
44	①第 14 条第 1 項の規定は、執行機関、まちづくり組織、市民との関係を規定する条文ですが、自治体の市民活動促進に関する条例などでは、見られない内容です。この条文を分かりやすく示すと、次のような意味になると考えられます。「市民が、町内会・自治会や NPO の運営の立案、実施、評価のそれぞれの過程から自主的に加わり、行動する機会を執行機関が積極的に設けなければなりません。」町内会・自治会や NPO の運営に対する市民のかかわり方にまで、執行機関が責任を持つという内容は、奇妙だと思います。このような条文が作られてしまったのは、何かの間違いで、本来の意図とは異なるのではないかと思います。第 14 条第 1 項の規	①ご意見を参考にさせていただき、第 1 項を、「執行機関等は、市民等がまちづくり組織の活動に参加しやすい環境づくりを積極的に行うものとします。」に修正します。なお、条文の修正に伴い、解説も修正します。

NO	意見の概要	市の考え方
	<p>定は、本来は、「執行機関が、町内会・自治会やNPOに関する情報を収集し、それを市民に提供したり、町内会・自治会やNPOの活動に関する学習及び研修の機会を提供したりすることによって、市民が町内会・自治会やNPOの活動に参加しやすい環境づくりを積極的に行う」という趣旨のことを規定するという意図があったのを、何かの間違いで、言葉足らずの条文になってしまったのではないかと推測できます。</p> <p>②第2項は、団体の「設立」に対する支援は、営利・政治・宗教等を目的とする団体を行うのは問題であるため、「専らまちづくりを行う団体」としました。</p> <p>③第3項において、「市民協働のまちづくりガイドブック」に定められたものを基に、より詳しい条文を規定する必要があると考え、修正案を提案します。</p> <p>④第4項は、行政改革の視点から、他自治体の自治基本条例や市民活動推進条例で定められている内容で、「市民協働のまちづくりガイドブック」で定められているまちづくりを行う団体への活動機会の提供に関する条文として追加を提案します。</p> <p>以上の意見を踏まえて、次のとおり修正することを提案します。 (市長等の責務及び基本施策)</p>	<p>②「営利・政治・宗教等を目的とする団体」は、「まちづくり組織」でなく、「事業者等」に含まれます。</p> <p>③「創出」は新しく創るという意味ですが、既にある交流機会も含めて推進を図るため、第3項を修正します。 「執行機関等は、まちづくりを推進する人材の育成を図ることや、まちづくり組織間の交流機会を設けることなどにより、まちづくりの活発化を推進します。」</p> <p>④「他自治体の自治基本条例や市民活動推進条例で定められている内容」ということからのご提案ですが、他の地方公共団体は、それぞれの考えで策定されていると思います。今は、他がどうだからということでなく、江南市がどう考えるのかが大切な時</p>

NO	意見の概要	市の考え方
	<p>第 14 条 市長等は、市民及び事業者等がまちづくりに参加しやすい環境づくりを積極的に行うものとします。</p> <p>2 市長等は、まちづくりへの参加者の対等性を確保するために、子どものまちづくりへの参加の推進、多文化共生への配慮等に努めるものとします。</p> <p>3 市長等は、専らまちづくりを行う団体の設立及びその活動に対する支援に努めるものとします。</p> <p>4 市長等は、市民及び事業者等の行うまちづくりの推進を図るために、次に掲げる施策を実施するものとします。</p> <p>(1) まちづくりに対し、予算の範囲内で補助金交付等の財政的支援を行うこと。</p> <p>(2) 市民及び事業者等に対し、まちづくりのための場所を提供すること。</p> <p>(3) まちづくりに関する情報の収集及び提供を行うこと。</p> <p>(4) 市民及び事業者等に対し、まちづくりに関する学習及び研修の機会を提供すること。</p> <p>(5) まちづくりを行う団体間の交流機会の創出を図ること。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、基本施策として必要と認められる施策</p> <p>5 市長等は、まちづくりを行う団体に対し、その専門性、地域性等の特性を活用できる分野の行政活動に参入する機会を提供するよう努めるものとします。</p>	<p>代になっています。江南市自治基本条例検討委員会で検討された結果を尊重し、素案どおりとします。</p>
第 5 章 議会・議員・執行機関・市職員		
第 15 条 議会の役割		
45	<p>見出しが「議会の役割」となっていますが、市民や執行機関の条文の名称が「市民の責務」、「執行機関の責務」と規定されているのと比較して、議会だけ「責務」よりも責任の弱い表現の「役割」</p>	<p>江南市議会まちづくり基本条例特別委員会の意見も反映させた上で、江南市自治基本</p>

NO	意見の概要	市の考え方
	<p>では、バランスが悪いと思います。条文の名称を「議会の責務」に変更すべきだと思います。</p>	<p>条例検討委員会で検討した結果を尊重し、素案どおりとします。</p>
46	<p>「法律上の議決機関として」という部分について、他自治体の自治基本条例では、地方議会の設置に国法の根拠があることを記述する事例が非常に少ないため、「法律上の」の部分は削除してもよいと思います。自治立法権に基づく政策法務の推進という観点から、国法の根拠を強調する必要はないと思います。また、第 17 条(執行機関の責務)には「法律上の」という規定がないことから議会だけ国法の根拠を記述するのは違和感があります。どうしても法律の根拠があることを記述したい場合は、具体的な法律名を記述するのが一般的です。</p> <p>次のとおり修正を提案します。</p> <p>修正案①</p> <p>「議会は、市民の直接選挙により信託を受けた議員によって構成される議決機関として、市民の意思を的確に反映した市政の実現のために権能を発揮するとともに、市長等が行う行政経営を監視する役割を果たすものとします。」</p> <p>修正案②</p> <p>「議会は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)の規定に基づき、市民の直接選挙により信託を受けた議員によって構成される議決機関として、市民の意思を的確に反映した市政の実現のために権能を発揮するとともに、市長等が行う行政経営を監視する役割を果たすものとします。」</p>	<p>ご意見を参考にさせていただき、第 1 項を修正します。</p> <p>「議会は、直接選挙により選出された議員によって構成された法の規定に基づく議決機関として、市民自治の原則にのっとり、市民の意思を的確に反映した市政の実現のために権能を発揮するとともに、執行機関等が行う市政の運営を監視する役割を果たします。」</p>
47	<p>これは市長と市議会議員は、江南市が住みやすく安全、安心のまちとなるための将来への構想や方針を示し、そのために市民に何を求め、何を提案していくのかに全力を尽くし、実践するものと期待してよいのか。さらには、ドブ板の問題以外に地縁団体が抱える行政上の諸問題を解決</p>	<p>「江南市が住みやすく安全、安心のまちとなるための将来への構想や方針を示し、そのために市民に何を求め、何を提案していくの</p>

NO	意見の概要	市の考え方
	<p>するための助言と協力を積極的に行い、市議会議員は江南市の未来像についての考えや構想を積極的に推し進める条例等の整備提案などを行うことが責務として求められていると理解してよいのか。問題は、市民がどこまで理解し、協力するかにあると思うが、第12条、第15条は市民の役割と市長、市議会議員の役割を明確に示すものであり、前述の解釈が正しいのか如何かを確認したい。</p>	<p>か」については、まさに江南市戦略計画（総合計画）であり、現在実行中であります。また、第15条は、「市長」ではなく、「議会」の役割について規定されたもので、この規定以外に、市民の代表者として求められる必要な事項については、条例で別に定めていくものとしています。</p>
<p>第16条 議員の責務</p>		
48	<p>※議員の誓約でないため文章を修正 職務を遂行します。【しなければなりません。】また、議員としての能力を高めるために、自己研さんに努めます。【なければなりません。】</p>	<p>《現行どおり》 素案の表現でも「責務」を表現できており、現行どおりとします。</p>
49	<p>〈解説〉 議員には、～が求められます。</p>	<p>《現行どおり》 文末が「求められます」となっており、素案が適当と考えます。</p>
50	<p>江南市議会議員政治倫理要綱が制定されていますが、本条例（素案）第16条の関係はどのようになっているのか。</p>	<p>江南市議会議員政治倫理要綱との整合については、江南市議会が適切な判断をされると考えます。</p>
51	<p>「自らの役割と責務を認識し」という部分が、分かりにくいと思います。その部分を削除するか、「前条に定める議会の責務を認識し」に修正するべきだと思います。</p>	<p>《現行どおり》 前条（第15条）は、あくまでも、「議会の役割」ですので、現行どおりとします。</p>

NO	意見の概要	市の考え方
第17条 執行機関の責務		
52	<p>※市民の責務（9条）、議員の責務（16条）があれば市長の責務の明文化が必要 （例） （市長の役割及び責務等）</p> <p>第〇〇条 市長は、市民の負託に応え、市民福祉の増進を図るため、市民自治を推進するとともに、公正かつ誠実に市政を運営しなければなりません。</p> <p>2 市長等は、その権限に属する事務を自らの判断及び責任において公正かつ誠実に執行するとともに、相互の連携を図ることにより一体として行政機能を発揮しなければなりません。</p> <p>3 市長等は、公平かつ効率的で質の高い行政サービスの提供を図ることにより市民満足度の向上に努めなければなりません。</p>	<p>《現行どおり》</p> <p>市長は「執行機関等」に含まれますので、現行どおりとします。</p>
53	<p>〈解説〉</p> <p>市長は、市民の意思が反映されるような行政経営（市政運営）を推進するため、他の執行機関</p> <p>※17条でいう他の執行機関は江南市以外のことを示している？ 江南市のことであれば「他の」は不要</p>	<p>《現行どおり》</p> <p>「他の」は、「市長以外の」という意味で使用していますので、現行どおりとします。</p>
54	<p>①第15条で、議会を「市民の直接選挙により選出された議員によって構成された法律上の議決機関」と直接選挙で選出されたことなどを定めているため、市長についても同じように市民の直接選挙で選出されたことや市民の信託を受けた旨を示す必要があると思います。素案の「行政経営をします」の部分で「行政経営を行うものとします」と修正したほうが、文章の見栄えがよいと思います。</p> <p>第1項を次のとおり修正することを提案します。</p>	<p>《現行どおり》</p> <p>条例の見栄えを気にされたご意見ですが、今回パブリックコメントで公表した素案は、公募市民の方々にも参加していただいた江南市自治基本条例検討委員会で真剣に議論した結果であり、同検討委員会の素案を尊重</p>

NO	意見の概要	市の考え方
	<p>修正案① 「市長は、市民の直接選挙により信託を受けた市民の代表者として、市民自治によるまちづくりを推進し、市民の意思が反映されるような行政経営を公正かつ効果的に行うものとし ます。」</p> <p>修正案② 「市長は、地方自治法の規定に基づき、市民の直接選挙により信託を受けた市民の代表者として、市民自治によるまちづくりを推進し、市民の意思が反映されるような行政経営を公正かつ効果的に行うものとします。」</p> <p>②市長を除く執行機関等の責務として、追加を提案します。</p> <p>③第 17 条第 2 項の前半部分「公正で効果的な行政経営に努めるとともに」については上記により修正されれば必要なくなります。後半部分の「基本的な政策の立案、実施、評価等の内容について、市民及び事業者等に適切な時期及び方法により説明しなければなりません。」については、他自治体の自治基本条例では、「説明責任」という条文を設けて規定していますので、そのように、別の条文として「説明責任」の規定を置くべきだと思います。</p> <p>説明責任の条文として、次のように規定することを提案します。</p> <p>(説明責任)</p> <p>第 条 市長等は、政策の立案、実施、評価の各過程において、その内容、経過、効果等について、市民及び事業者等に適切な時期及び方法で説明しなければなりません。</p> <p>④第 17 条第 3 項の規定は、全国的にも珍しい内容の規定で、非常に分かりにくいと思います。意見、要望、苦情等への誠実な対応に関する「応答責任」の規定なのか、苦情等を公正かつ中立な立場で解決し、市民の権利利益の保護を図る「権利救済制度」の規定なのか理解しにくい</p>	<p>します。また、素案でも、必要とされる「執行機関等の責務」は規定できていると考えま す。</p>

NO	意見の概要	市の考え方
	<p>内容になっています。これは、他自治体の自治基本条例にはない規定です。</p> <p>「権利救済制度」の規定を設けると、「オンブズマン」等の専門機関の設置など江南市規模の自治体では少し負担がかかる政策の実施を伴うなどの課題がありますが、何らかの形で市民の権利利益の保護を図る必要性を感じたため、このような規定を置いたと推測できますが、分かりにくい条文は問題があると思います。「権利救済制度」の規定は、現段階では市内部での調整が必要なため、将来的な検討課題として位置づけ、市民自治によるまちづくり基本条例では規定せず、その代わりに、苦情及び要望への誠実な対応に関する「意見、要望、苦情等への対応」の規定と行政処分、行政指導、届出等を適正に行うことに関する「行政手続」の規定について、確実に定めることによって、市民の権利利益の保護を図るのがよいと思います。第17条ではなく、独立した別の条文として、「意見、要望、苦情等への対応」と「行政手続」について次のとおり規定することを提案します。</p> <p>(意見、要望、苦情等への対応)</p> <p>第 条 市長等は、市民の市政に対する意見、要望、苦情等に対して、迅速かつ誠実に対応しなければなりません。</p> <p>(行政手続)</p> <p>第 条 市長等は、江南市行政手続条例（平成10年条例第32号）に基づき、処分、届出及び行政指導に関する手続きを適正に行うことにより、市政運営の公正の確保、透明性の向上及び市民の権利利益の保護を図るものとします。</p> <p>最も基本的な事項を定める条例として位置づけられる市民自治によるまちづくり基本条例において、その内容を具体化する個別的事項を定める個別分野の基本条例として位置づけられる情報公開条例、個人情報保護条例、行政手続条例などの条例名を記述することによっ</p>	

NO	意見の概要	市の考え方
	<p>て、市民に分かりやすく市の条例の構造を示す必要があると思います。</p> <p>以上の意見を踏まえて、次のとおり修正することを提案します。</p> <p>(市長等の責務)</p> <p>第17条 市長は、市民の直接選挙により信託を受けた市民の代表者として、市民自治によるまちづくりを推進し、市民の意思が反映されるような行政経営を公正かつ効果的に行うものとします。</p> <p>2 執行機関等は、市長の総合的な調整の下に相互の連携を図るとともに、その権限と責任において、公正かつ効果的に、市民の意思が反映されるような行政経営を行うものとします。</p>	
第18条 市職員の責務		
55	<p>市民自治によるまちづくり基本条例では、市民に対し、まちづくりに参加する責務を規定していますが、市職員の責務は、「市民とともに意欲を持ってまちづくりを行う」と他自治体の自治基本条例と比較して緩い規定となっています。市職員は、生活費を受け取って職業としてまちづくりを行っているため、もっと厳格な責務規定が必要です。市民はそれぞれの生活費を得るために労働し、生活を成り立たせた上で、余裕のある時間・費用の一部を公共的活動(まちづくり)に活用しています。それに対し職員は自らの生活費を得るための労働自体が公共的活動(まちづくり)であることから、他の市民と比較して公共的活動(まちづくり)を実践する責任の度合いが大きいこととなります。職員の責務の規定には、「全体の奉仕者」、「職務に必要な能力の開発」といった表現は不可欠だと思います。</p>	<p>職員の職務の根本基準は、地方公務員法に規定されていることから、基本条例でうたう市職員の責務としては、「市民とともに意欲をもってまちづくりを行うこと」で足りると考えますが、一層の努力を求めるために修正します。なお、条文の修正に伴い、解説も修正します。</p> <p>「市職員は、まちづくりの主役は市民であることを踏まえ、職務能力の開発に努め、市民とともに意欲をもってまちづくりを行います。」</p>

NO	意見の概要	市の考え方
	<p>次のとおり、修正することを提案します。</p> <p>(市職員の責務)</p> <p>第 条 市職員は、全体の奉仕者として、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければなりません。</p> <p>2 市職員は、自らも市民の一員であることを自覚し、市民との信頼関係の構築及び職務に必要な能力の開発に努めなければなりません。</p>	
<p>第6章 市政運営</p> <p>第19条 市民の意思の反映</p>		
56	<p>※文章を分かりやすい表現に</p> <p>第1項 執行機関は、第8条に定める政策の形成、執行及び評価への【に対し、】市民の意思の【を】反映の過程に参加する市民の権利を保障するため、市民参加の機会を提供します。</p>	<p>ご意見を参考にさせていただき、次のように修正します。ただし、第2項に「市民参加の対象について定める必要がある」とのご意見に対しては、必要な事項は別に条例で定めることとし、現行どおりとします。</p>
57	<p>①「市民参加の機会を提供します。」の「提供します。」という表現は、他自治体の自治基本条例では見られないものです。「提供」は、行政サービスを提供する場合のように、市民に対する給付というイメージを持つため、市民参加の規定に使われないのではないかと思います。「市民参加の機会を提供します。」を「市民参加の機会を積極的に設けるものとします。」又は、「市民参加の制度の充実を図るとともに、市民参加の機会を積極的に設けるものとします。」に修正するべきだと思います。</p> <p>②下記の「市民参加」の定義の修正、市民参加に関する市民の権利の規定の修正を前提に、第1項の規定も次のとおり修正するべきだと思います。また、条文の名称も(市民の意思の反映)から</p>	<p>第19条 執行機関等は、第8条に定める政策の形成、執行及び評価の過程に、市民が参加し、意思を表明する機会を設けます。</p> <p>2 前項に規定する市民の意思の表明に関して必要な事項は、別に条例で定めます。</p>

NO	意見の概要	市の考え方
	<p>(市民参加) に修正するべきだと思います。</p> <p>「市長等は、第 8 条第 1 項に定める市民の市民参加を行う権利を保障するため、市民参加の制度の充実を図るとともに、市民参加の機会を積極的に設けるものとします。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民参加の定義 <p>市民が、政策の立案、実施及び評価の各過程において、意見を述べ、提案するなど様々な方法で市政に自主的に加わり行動することをいいます。</p> ・市民参加に関する市民の権利 <p>市民は、まちづくり及び市民参加を行う権利を有します。</p> <p>③第 2 項で、市民参加に関する条例の制定を規定したのは、よいと思いますが、これまでの江南市の市政の進め方を考えると、市民参加に関する条例の制定まで 5 年はかかると考えられます。もう少し詳しく市民参加の規定を置く必要があると思います。どのような場合に市民参加を行うかについて、自治基本条例で規定する事例が多くありますので、江南市でも市民参加の対象について定める必要があると思います。</p> <p>以上の意見を踏まえて、次のとおり修正することを提案します。</p> <p>(市民参加)</p> <p>第 19 条 市長等は、第 8 条第 1 項に定める市民の市民参加を行う権利を保障するため、市民参加の制度の充実を図るとともに、市民参加の機会を積極的に設けるものとします。</p> <p>2 市長等は、次に掲げる活動を行おうとするときは、市民参加の機会を設けるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 戦略計画、個別行政分野の基本計画その他の重要な計画の策定又は変更 (2) 市政に関する基本的な方針又は制度を定める条例の制定又は改廃 (3) 市民に義務を課し、又はその権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃 	

NO	意見の概要	市の考え方
	<p>(4) 市民の生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃</p> <p>(5) 行政評価、行政評価の結果に基づく事業の選択及び予算の編成</p> <p>3 市民参加に関して必要な事項は、別に条例で定めます。</p>	
<p>第20条 まちづくりに関する情報の公開</p>		
<p>58</p>	<p>①第20条の内容は「情報の提供」に関するものです。「情報の公開」について定めた条文がないのに、「まちづくりに関する情報の公開」という名称が付けられているのは、奇妙だと思います。他自治体の自治基本条例では「情報公開制度」について定めていますので、市民自治によるまちづくり基本条例においても確実に「情報公開」の規定を置く必要があると思います。</p> <p>※最も基本的な事項を定める条例として位置づけられる市民自治によるまちづくり基本条例において、その内容を具体化する個別的事項を定める個別分野の基本条例として位置づけられる情報公開条例、個人情報保護条例、行政手続条例などの条例名を記述することによって、市民に分かりやすく市の条例の構造を示す必要があると思います。</p> <p>②審議会の会議及び会議録の公開の取り組みが、江南市は遅れていると思います。「市民協働のまちづくり推進指針」の公表後、2年以上経ちますが、審議会等の公開は一部しか行われていません。「市民協働のまちづくり推進指針」の公表前と変わっていない状況です。市民自治によるまちづくり基本条例で審議会等の公開を定めて、審議会等の公開の推進を図る必要があると思います。条文の追加を提案します。</p> <p>以上の意見を踏まえて、次のとおり修正することを提案します。(見出しも「情報公開及び情報提供」に修正)</p>	<p>条文の内容を見出しに適切に反映させるため、見出しを「まちづくりに関する情報の提供等」に修正します。</p> <p>また、条文を精査し、第1項中の「市民」を「市民及び事業者等」に修正します。なお、条文の修正に伴い、解説も修正します。</p>

NO	意見の概要	市の考え方
	<p>(情報公開及び情報提供)</p> <p>第20条 市は、第8条第4項に定める市民の市政に関する情報を知る権利を保障するため、江南市情報公開条例（平成15年条例第2号）で定めるところにより、保有する情報を公開するものとします。</p> <p>2 市長等は、審議会等の会議及び会議録を公開するものとします。ただし、法令、条例等に特別の定めがある場合その他特別の理由がある場合は、公開しないことができます。</p> <p>3 市は、まちづくりに関する情報を市民に分かりやすく提供するよう努めるものとします。</p> <p>4 市は、市民及び事業者等が前項に定める情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報提供体制の充実に努めなければなりません。</p> <p>5 市は第3項に規定する情報の収集に努めるとともに、保有する情報を適正に管理しなければなりません。</p>	
第21条 個人情報の保護		
59	<p>「市は、その保有する個人情報の取扱いについては、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報を保護します。」という条文が文章の構成がよくないため、分かりにくく感じます。条文の内容は、ごく当たり前のことが書かれており、物足りなく感じます。個人情報保護制度についてもう少し記述するべきだと思います。また、最も基本的な事項を定める条例として位置づけられる「市民自治によるまちづくり基本条例」において、その内容を具体化する個別的事項を定める個別分野の基本条例として位置づけられる個人情報保護条例について記述することによって、市民に分かりやすく市の条例の構造を示す必要があると思います。</p>	<p>個別分野の条例である「個人情報保護条例」については、解説で記述されており、市の条例の構造は示されています。</p> <p>ただし、個人情報の保護をより明確にするため、文末を「個人情報を保護しなければなりません」に修正します。</p>

NO	意見の概要	市の考え方
	<p>次のとおり、修正することを提案します。</p> <p>(個人情報の保護)</p> <p>第 21 条 市は、市民の基本的な人権を守るため、個人情報の適正な保護を図るとともに、何人に対しても、自己に係る個人情報の開示、訂正、削除等を請求する権利を保障するため、必要な措置を講じなければなりません。</p> <p>2 個人情報の保護に関し、必要な事項は江南市個人情報保護条例（平成 15 年条例第 1 号）で定めます。</p>	
<p>第 22 条 行政評価</p>		
60	<p>「第三者を含めた行政評価」という文章表現が分かりにくいと思います。解説文の「執行機関だけでなく、市民も含めた第三者の評価機関でもって実施し」という部分を参考にして、「自ら行政評価を実施するとともに、市民その他第三者の参加の下に行政評価を実施し」とするのが適切な表現だと思います。</p> <p>次のとおり修正することを提案します。</p> <p>(行政評価)</p> <p>第 22 条 市長等は、効率的かつ効果的な行政経営を図るため、自ら行政評価を実施するとともに、市民その他第三者の参加のもとに行政評価を実施し、その結果を政策立案、予算編成方針等に速やかに反映させなければなりません。</p> <p>3 市長は、行政評価の結果、政策の達成状況その他行政評価に関する情報を適切な方法により市民に公表しなければなりません。</p>	<p>「第三者を含めた行政評価を実施」を「市民参加のもとに、行政評価を実施」に修正します。なお、条文の修正に伴い、説明文及び解説も修正します。</p>

NO	意見の概要	市の考え方
第23条 財政運営		
61	<p>費用対効果だけでなく、財源の確保が重要</p> <p>第1項 市長は、【必要な財源の確保を図るとともに、】費用対効果の高い</p>	<p>「必要な財源の確保を図るとともに、」を加えます。なお、条文の修正に伴い、解説も修正します。</p>
第7章 住民投票制度		
第24条 住民投票制度		
62	<p>①解説文の「常設型の条例か、個別型の条例とするかは、今後の政府の「地域主権」に関する動向や経過を注視しながら、検討していきます。」という部分を読んで、江南市は駄目な自治体だと思いました。解説文で示された「国の出方を待つ」「国の方針を待つ」「国の指示を待つ」といった姿勢は、地方分権時代の自治体として恥ずべきことです。自治立法権を活用した自治体独自の条例づくりの推進が自治体に求められている状況の下で、少なくない自治体で、独自に自治立法権を活用して、常設型又は個別型の住民投票制度を創設しています。各自治体が創意工夫をして独自の住民投票制度を作るのが地方分権時代に望ましいあり方です。どうしても自治基本条例を制定する時点で常設型か個別型か決まらない場合は、「別に条例で定めます。」として、自治基本条例制定後に制定される住民投票条例に委ねるということでよいと思います。その場合は、解説文に住民投票条例制定までに結論を出すという趣旨のことを書けばよいのであって、国の方針を待つということは絶対に記述すべきではありません。常設型か個別型かの判断を国の出方を見てから行う（「今後の政府の「地域主権」に関する動向や経過を注視しながら、検討していきます。」）とする解説文は、削除していただきたいと思います。</p> <p>②隣の自治体の大口町は、人口が江南市の5分の1程度の小規模な自治体ですが、投票資格者の</p>	<p>市長だけでなく、住民からの住民投票の請求権を考慮して、第1項を修正します。</p> <p>「市長は、住民の請求等も踏まえ、市政に係る重要事項について、広く住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。」</p> <p>解説については、ご意見も参考にさせていただきます。</p>

NO	意見の概要	市の考え方
	<p>10 分の 1 の請求で住民投票を実施するという制度をまちづくり基本条例で規定しています。住民の請求に基づく住民投票実施の要件が全国的に緩和される傾向にあるのだと思います。市民自治によるまちづくり基本条例において、常設型の住民投票制度を規定すべきだと思います。その場合、市町村の合併のための合併協議会設置の住民投票を行う場合に必要な選挙権を有する者の 6 分の 1 という要件を参考にし、それに準じて、選挙権を持つ住民の 6 分の 1 の請求で住民投票を実施する住民投票制度を規定することが考えられます。</p> <p>次のとおり修正案を提案します。</p> <p>(住民投票)</p> <p>第 24 条 市長は、市政に係る重要事項について、広く市民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。</p> <p>2 選挙権を有する住民は、市政に係る重要事項について、その総数の 6 分の 1 以上の者の連署をもって、市長に住民投票の実施を請求することができます。</p> <p>3 市長は、前項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければなりません。</p> <p>4 市は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。</p> <p>5 住民投票に関し、必要な事項は別に条例で定めます。</p>	
<p>第 8 章 国や他の自治体との連携</p> <p>第 25 条 国や他の自治体との連携</p>		
		<p>NO13 の考え方により、第 8 章の表題、第 25 条の見出し、条文及び解説中の「自治体」を「地方公共団体」に修正します。</p>

NO	意見の概要	市の考え方
63	<p>「～目指します。」は、条例で見かけることのない非常に弱い表現で問題があります。次のとおり修正することを提案します。</p> <p>(国及び他の自治体との連携)</p> <p>第 25 条 市長等は、共通する地域課題の解決のための施策の実施、効率的な行政経営のための広域事務処理、大規模災害時の相互応援等について、国や他の自治体と相互に連携し、協力するものとします。</p>	<p>ご意見を参考にさせていただき、「協力することを目指します」を「協力することに努めます」に修正します。</p>
第 9 章 条例内容の検証		
(意見はありませんでした。)		
第 26 条 条例内容の検証		
(意見はありませんでした。)		
〈その他〉		
64	<p>素案では、法令で一般的に使われる責務規定・努力規定の表現を置くべきところで、あいまいな「～します。」「～目指します。」「～努めます。」という表現が見られるのはよくないことだと思います。このような規定では、目標を宣言しただけに止まるため、実効性が低くなります。「～します。」「～目指します。」「～努めます。」などは、あいまいな規定となり、条例で使う場合に問題があります。特に「～目指します。」は、条例で見かけることのない非常に弱い表現で問題があります。素案の「～します」「～目指します」は、「しなければなりません」「するものとします」「するよう努めなければなりません」「するよう努めるものとします」に変更すべきだと思います。「するものとします」「するよう努めるものとします」をもう少し分かりやすい表現にしたほうがよいという意見がある場合は、「原則として～しなければなりません」「原則として～す</p>	<p>江南市自治基本条例検討委員会の議論の中でも、ご指摘と同じような意見がありましたが、あまり強い表現にすると、市民の方々に受け入れられないのではないかということなどから、現行の素案となりました。条例を市民と共有する上からも、現行どおりとします。</p>

NO	意見の概要	市の考え方
	<p>るよう努めなければなりません」としてもよいと思います。</p>	
65	<p>計画的な行政経営を図るために重要な「基本構想」と「基本計画」に関する規定がないため、次の条文の追加を提案します。</p> <p>(基本構想等)</p> <p>第 条 市は、地方自治法の定めるところにより、市政運営の指針となる基本構想を定めるとともに、その実現を図るため、基本計画を策定し、計画的な市政運営に努めるものとします。</p>	<p>この条例で「基本構想」や「基本計画」を特に規定しなければならない理由はありませんので、現行どおりとします。</p>
66	<p>「市民自治によるまちづくり基本条例素案」と他自治体の自治基本条例と比較した結果、江南市は、自治基本条例等の自治体独自の条例作成に必要な政策法務に関する体制が弱いという事実を認識しました。江南市では、職員間で地方分権に対応する意識改革が進まず、「政策法務」に関する職員の能力開発が進んでいないと考えられます。</p> <p>平成 12 年 4 月の地方分権一括法の施行により、従来の中央集権的な行政システムの根幹となっていた機関委任事務が廃止され、自治体の事務は法定受託事務と自治事務に再編されました。そして、そのいずれについても法令に反しない範囲で条例を制定することが認められ、自治体の条例制定権が飛躍的に拡大しました。こうした分権改革の流れの中で、自治立法権を活用して、自治体独自の地域の個性を活かした条例を制定するとともに、「自治解釈権」を活用して、法令等の趣旨や目的を自治体独自の視点から積極的に解釈し、運用を図るといいう「政策法務」という考え方が注目されています。</p> <p>以上の記述を踏まえて、次のとおり、政策法務に関する条文の追加を提案します。</p> <p>(政策法務)</p> <p>第 条 市は、自治立法権を活用して効果的な条例、規則等の制定を図るとともに、法令の自治</p>	<p>「政策法務」に関する職員の能力開発は必要と考えますが、この条例で、必ず規定しなければならないとまでは考えられませんので、現行どおりとします。</p>

NO	意見の概要	市の考え方
	<p>解釈権を活用した効果的な政策の推進を図るため、政策法務に関する体制を充実させなければなりません。</p> <p>2 市は、この条例の目的を達成するため、必要な条例、規則等を制定するとともに、その体系化を図らなければなりません。</p>	

その他（条文、解説以外）

NO	意見の概要	市の考え方
67	<p>市民に対してのPRができていますか</p> <p>まちづくりのためのルールを考えるシンポジウムやまちづくり基本条例に関する市民懇談会が開催され出席しましたが、基本条例を制定する側の市民、各区・各町内の代表者、議員、市職員が大半で一般市民の参加が非常に少ないように感じました。一方、パブリックコメントを実施するときは、対象となる案件の計画や条例の案はもちろんのこと、その内容をわかりやすく解説した概要など内容がわかる資料を事前に広報こうなん、市ホームページ、市役所行政資料コーナー、担当課窓口、各支所で公表することになっています。</p> <p>（江南市パブリックコメント手続実施要綱第4条、第5条）</p> <p>今回の基本条例（素案）については、市の全世帯に配布される広報こうなんには条の見出しのみで市が定めるパブリックコメント案の公表方法と大きなギャップがあります。下線の部分はORでなくANDの条件ですので広報こうなんには最低でも（仮称）江南市市民自治によるまちづくり基本条例（素案）解説書及び同素案の主な内容の掲載が必要でなかったか考えます。</p> <p>まちづくり基本条例（素案）に「市民一人ひとりが自治の主体であることの自覚が必要です」と言われるのに、市民に対し情報提供（公開）されていないのではないのでしょうか。</p>	<p>広報9月号には「まちづくりのための基本ルール」を策定中であること、シンポジウムの開催とパブリックコメントの予告を、翌10月号には、市民懇談会及びシンポジウムの開催とパブリックコメントの実施について掲載しました。またあわせてホームページにも掲載しました。また、9月下旬には市民懇談会及びシンポジウムのチラシを区・町内会のご協力により、各世帯に回覧していただきました。</p> <p>さらに、シンポジウム開催前には、地元新聞にも掲載していただき、条例素案を含め、シンポジウム、市民懇談会、パブリックコメントを広報しました。</p> <p>なお、江南市パブリックコメント手続実施要綱では、第5条で計画等の案の公表方法を規定しており、それに基づいて、市のホームページ、実施機関の担当課（地域協働課）、市役所本庁舎及び各</p>

NO	意見の概要	市の考え方
		支所に備えつけました。
68	素案を読みましたが実行段階になると、区長や町総代の負担が確実に増えると思います。現在でも町独自の行事、市の行事、段取り、準備、実施。等々で結構忙しいです。一度各区長、町総代の考えを是非聞いて欲しいと思います。	市内 10 箇所で市民懇談会を行うなどしましたが、折に触れて、市民の方の声を伺いたいと思います。
69	江南市は都市整備部の中にまちづくり課があります。まちづくり基本条例が制定されますとまちづくり課の業務の中にまちづくり基本条例に関する業務が含まれると勘違いする市民もでてくると思います。課名の改定等の配慮が必要と考えます。	基本条例の所管課は地域協働課ですが、“まちづくり”は全課にかかわるものです。当然、まちづくり課だけの業務でもなければ、地域協働課だけの業務でもありません。現段階では課名の変更は必要ないと考えています。
70	まちづくり基本条例（素案）に限ったことではないと思いますが、当市の条例文は非常に難しい言葉で構成されています。もう少し分かりやすい文章にすることにより、市民と市当局との距離が縮まるように感じます。	条例文等は正確かつ明確であることが必要されているとともに、やさしく、わかりやすいことも必要とされています。また、条例の制定改廃は議会の議決を経て公布されるものであり、今後とも、条例等の制定及び改正の際には、法令用語の使い方やその他の決まりに十分注意しながら、やさしく、わかりやすい表現にするよう努めます。

NO	意見の概要	市の考え方
71	まちづくり基本条例（素案）は第1条に規定されているまちづくり（地域課題の解決や地域の価値を創造するなど、地域を活気のある明るく住みよくするための取り組みや事業《市政を含む。》）ものに限定されていると理解していますが、市民自治によるまちづくり以外の財政・市政等に対する基本条例も必要ではないでしょうか。	関連条例制定の必要性が出てきた場合は、本条例の趣旨を尊重しながら策定されるべきと考えます。
72	議会の公開、開かれた議会にするためには当然としてコストが必要となります。江南市は議会広報紙を広報の一部を使用し、慎ましく掲載されています。昨年8月に私用として調査した結果、当時の市町村数1,808団体のうち82%に当たる1,482団体が 広報紙と別に独自に議会広報紙を発行されています。また、議会の公開のためバリアフリー化のため、昨年12月時点で806市のうち車椅子対応設備504市、声の議会だよりの発行253市、点字議会だよりの発行119市と拡大している現状にある。当市の場合、財政が厳しい影響もあり実施できなかったが実現できる可能性はあるのか。	江南市議会が適切な判断をされると考えます。
73	当市の情報公開はムラがあるように思います。情報公開に対する規則等により、情報公開する対象、公開する時期、公開する方法、公開する期間を明確に定めて欲しい。	江南市情報公開条例において定められております。
74	<p>市長への手紙についての意見</p> <p>①「市長への手紙」について気づいた点を平成22年9月14日付で市長への手紙の手続きにより送付し回答をいただきました。市民から寄せられる意見・要望については執行機関側の対応を含めホームページに誹謗、中傷を除き公表され市民・執行機関、議会の共通情報とすることが必要であると思います。このことにより、第8条、第19条に関連してきます。</p> <p>②「市長への手紙」を送付する方は、堀市長に対し意見や要望を伝えたいために送付していると思いますが、市長の署名はあるものの市長の意思が入っているか疑問に思うことも多々あります。議員も市民→広報広聴グループ→担当課→回答を添えて市長→広報広聴グループ→市民という流れ</p>	<p>①「市長への手紙」への投書内容の市ホームページでの公表については、実施に向け、その方法などについて検討しており、できるだけ早く実施したいと考えています。</p> <p>②「市長への手紙」への投書内容については、各担当課が対応経過及び回答の</p>

NO	意見の概要	市の考え方
	<p>は違うのではとの一般質問もされています。この流れについて検討されることが必要と感じています。</p>	<p>作成をしたのち、その全てについて市長が目を通しています。対応内容や回答が市長の意思に沿わない場合があればその都度改善の指示があります。したがって、現状の処理方法で投書者の意見、要望は十分市長に伝わっており、対応内容や回答は市長の意思を反映しています。</p>
75	<p>第17条に執行機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会等）の責務があります。江南市の各条例において市長は職員であるのかどうか判断に迷う部分が多々発生します。江南市特別職に属する職員の給与等に関する条例及び江南市特別職に属する職員の退職手当支給条例では職員を特別職とその他職員に区分してあります。江南市職員の定年等に関する条例では、定年による退職の特例はありますが特例以外は、職員の定年は年齢60年と定めています。この条例では市長は職員とされていないような気がします。また、次の条例を例にしますと市長は職員であるかどうか悩みます。</p> <p>① 江南市職員のサービスの宣誓に関する条例に定める宣誓書を市長は提出されているかどうか</p> <p>② 市長は消防用制服を貸与されていますが、江南市消防職員被服等貸与規程第3条に着用義務が定めてありますがどのようになっているのか</p> <p>このような状況でありますので、現有の条例において市長の権限・責務を明確にする必要を感じます。江南市市民自治によるまちづくり条例制定に向けて現在の条例で齟齬している部分を改定すべきです。</p>	<p>①地方公務員法第4条に、この法律の規定は、一般職に属するすべての地方公務員に適用し、法律に特別の定めがある場合を除く外、特別職に属する地方公務員には適用しないとされています。従って、同法第31条の規定による江南市職員のサービスの宣誓に関する条例に定める「サービスの宣誓」及び同法第28条の2及び第28条の3の規定による江南市職員の定年等に関する条例に定める「職員の定年による退職」につきましては、一般職を対象にしており、特別職である市長には適用</p>

NO	意見の概要	市の考え方
		<p>されません。</p> <p>②江南市消防職員被服等貸与規程は、江南市消防職員の階級並びに訓練、礼式及び服制規則第7条に基づき定められており、また、同規則は、消防組織法第16条第2項で、「消防庁の基準に基づき、市町村の規則で定める。」としておりますので、これを受けて、制定しております。したがって、消防の式典である江南市消防出初式・観閲式は、消防庁告示に定める消防訓練礼式の基準で実施しております。一方、この式典の消防職・団員をそれぞれ統括する江南市消防職員の最高階級である江南市消防長と、江南市消防団員の最高階級である江南市消防団長の長である江南市長が任命権者（消防長の任命は、消防組織法第15条第1項で市町村長が任命、消防団長は消防組織法第22条で消防団の推薦に基づき市町村</p>

NO	意見の概要	市の考え方
		<p>長が任命) となっており、こうした式典の観閲者(最高位)に位置づけられております。こうしたことから、厳正なる式典の答礼等は、消防訓練礼式の基準において、制服・制帽等が義務づけられており、また、近隣市町はもとより全国的にも、消防出初式、消防観閲式の観閲者は、地方公共団体の長であり、観閲台において制服・制帽姿で観閲するものとなっております。</p> <p>いずれにしましても、基本条例と既存条例等との不整合出現の予見については、江南市自治基本条例検討委員会の議論の中でも言及があり、条例制定と同時にはいきませんが、不整合があれば改正の折に関係規定の見直しが必要と考えています。</p>
76	<p>市民懇談会の市側の説明に対する所感として説明会で、「そもそもまちづくりって何?」とし、「みんなで地域の解決を図ったり」の例として、「不審者の目から子どもを見守ったり、一人暮らしのお年寄りの安否を気遣い、確認したり…」。</p>	<p>「不審者の目から子どもを見守ったり、一人暮らしのお年寄りの安否を気遣い、確認したり」や「花いっぱい運動を</p>

NO	意見の概要	市の考え方
	<p>抽象的な説明であり、具体的な事例を示すべき。</p> <p>「地域の価値を創造したり」の例として、「花いっぱい運動を展開して、歩道や道路脇などにプラントを置き、花の植栽をして、綺麗な景観あふれるまちにしたり…。地域を活気のある明るく住みよいところにするための取り組みとや活動とか。</p> <p>「アダプト制度」で市民美化活動を奨励、支援するとの説明。そもそも、市民自治によるまちづくり基本条例の説明は、市民にとって、もっと切実な問題解決に効果ある事例を挙げて訴えなければ、市民の考えている感覚とはまったく乖離しており、むしろ説明に違和感を覚えたのは私だけではないと思う。</p> <p>江南市に求められているのは、まず安全、安心で住みやすいまちづくりを目指すもっと具体的なことであり、その具体的な事例を挙げて説明すべきだと思う。</p>	<p>展開して、歩道や道路脇などにプラントを置き、花の植栽をして、綺麗な景観あふれるまちにしたり」は、活動地域や団体名までの紹介はしませんでした。実際に行われている活動で、具体的な事例としてご紹介しました。</p> <p>基本条例は、至急これで何か創ろうという趣旨ではなく、市民一人ひとりが自治の主体であることを自覚し、それぞれの思いが活かされたまちづくりの推進に必要な理念と基本的なルールを“みんな確認し、みんな共有する”のが趣旨です。</p>